

# マルヨシセンター満濃店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定によ  
る変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次  
のと  
おり公告する。

平成19年5月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 1 届出の概要

### (1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルヨシセンター 高松市南新町4番地の6

### (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヨシセンター満濃店 仲多度郡まんのう町吉野下212番地

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時30分

閉店時刻 午後9時

変更後 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後12時

#### イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時15分から午後9時15分まで

変更後 午前8時45分から午前0時15分まで

### (4) 変更年月日

平成19年6月1日

## 2 届出年月日

平成19年5月2日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

### (1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町商工観光課

### (2) 縦覧期間

平成19年5月11日（金曜日）から同年9月11日（火曜日）まで

## 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地  
域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を  
本日

から4月以内（平成19年9月11日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及  
びま

んのう町商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

### (1) 記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

(2) 提出先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ